

<保護者用>

病状回復後の登園の際に、下記の登園届（太枠内）の提出をお願いいたします。

（なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。）

登園確認書（保護者記入）		
パレット保育園 施設長殿		
入所児童名 _____		
病名 「 _____ 」 と診断され、		
20 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関名 「 _____ 」		
(医療機関連絡先： _____) において病状が回復し、		
集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園します。		
保護者名（自署） _____		

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園確認書の提出をお願いいたします。なお、**保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。**

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していきが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
侵襲生髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	—	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

病状回復後の登園の際に、下記の登園届（太枠内）の提出をお願いいたします。
 （なお、登園の目安は、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。）

登園確認書 【インフルエンザ専用】 （保護者記入）									
パレット保育園 施設長殿									
入所児童名 _____									
20 年 月 日、医療機関名「 _____ 」									
(医療機関連絡先: _____)において、インフルエンザ(A ・ B) と診断されました。									
発症日	20 年 月 日								
解熱日	20 年 月 日								
20 年 月 日現在、インフルエンザ症状の発症した後5日間を経過し、 かつ、解熱した後3日を経過し、集団生活に支障がない状態となりましたので登園します。									
保護者名（自署） _____									

下記の「登園の目安（保育所等における感染症ガイドラインより）」も必要に応じて、
ご活用ください。

<登園の目安> 発症後5日を経過し、かつ解熱後3日経過した翌日から登園可

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園	登園	登園
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園	登園
例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園

※発症日もしくは1日目に解熱した場合も「**発症後5日を経過**」する必要があるため、
6日目から登園が可能になります（上記の例1と同様）。

<保護者記入用>

新型コロナウイルス用

病状回復後の登園の際に、下記の登園届（太枠内）の提出をお願いいたします。
（なお、登園の目安は、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。）

登園確認書 【新型コロナウイルス感染症専用】 （保護者記入）							
パレット保育園 施設長殿							
入所児童名 _____							
20	年	月	日	医療機関名「 _____ 」			
(医療機関連絡先: _____)において、新型コロナウイルスと診断されました。							
発症日	20	年	月	日			
症状軽快日	20	年	月	日			
20 年 月 日現在、新型コロナウイルス症状が発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過し、集団生活に支障がない状態となりましたので登園します。							
保護者名（自署） _____							

下記の「登園の目安（保育所等における感染症ガイドラインより）」も必要に応じて、ご活用ください。

<登園の目安>

発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過した翌日から登園可

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。

※無症状の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過した翌日から登園可
（検体採取日以降も症状が出ていない場合が無症状に該当します）

(例)

	火曜日 (0日)	水曜日 (1日)	木曜日 (2日)	金曜日 (3日)	土曜日 (4日)	日曜日 (5日)	月曜日 (6日)	
有症状	発症	5日間					症状軽快 1日経過	登園可能
無症状	検体 採取日	5日間（検体採取日以降も症状が出ていない）						登園可能

- ・発症日（無症状の場合は、検体を採取した日）、症状が軽快した日を0日目とし翌日から起算します。